

令和3年8月25日

児童発達支援センター 利用保護者様

こども発達センターめばえ  
所長 森田 紀子  
こども発達センターみなみめばえ  
所長 鈴木 紀子  
こども発達センターきためばえ  
所長 八木 智子

### 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応について（第4版）

現在、静岡県に『緊急事態宣言』（8/20～9/12）が適用され、県警戒レベルが『警戒レベル6（嚴重警戒）』となっています。引き続き、感染拡大防止に努めていきます。

つきましては、以下の通り対応します。皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

ご不明な点は、各事業所にお問い合わせください。

#### 1 お子さんや事業所関係者が感染者になった場合

原則として施設内を消毒し、ウイルスが存在する可能性がなくなるまでの期間、休園の措置をとります。ただし、保健所等関係機関の判断により対応変更の可能性もあります。

#### 2 お子さんや事業所関係者が濃厚接触者になった場合

該当するお子さんや職員等は、保健所等の指示に従い、自宅待機とします。

事業所は検査結果がでるまで一時停止となり、臨時休園の措置を取る場合もあります。

#### 3 保護者等同居家族が、濃厚接触者になった場合

密接な接触があったと考え、保護者等同居家族の保健所等の指示同様の扱いとさせていただきます。お子さんは自宅待機とします。利用再開につきましては、事業所と御確認ください。

◎上記の場合に加え、同居家族の職場や通園通学先等で感染者が出た場合も速やかに連絡ください。利用に関しての、確認相談をさせていただきます。

[裏面につづく]

#### 4 情報の発信について

感染に関わる個人情報については、人権尊重及び個人情報保護のため、各事業所内で感染者及び濃厚接触者が確認されたことのみを報告します。事業所から情報が外部に出ることはありません。御家庭でも慎重な取り扱いをお願いします。

#### 5 お子さんの移動について

県境を跨ぐ移動に加え、緊急事態宣言下においてはお住いの市町からの移動を含む県内移動がある（あった）場合は、健康観察表もしくは直接お知らせください。

お出かけ等、不要不急の移動の場合は自宅において2週間健康観察をした後に登園(利用)ください。

※本人の通園や通院、きょうだいや御家族の都合等で市町外の祖父母宅でお子さんの面倒を見てもらう等は、不要不急にはあてはまりません。

◎家庭内感染が拡大しています。

- ①移動の多い大人は、御家庭内においてマスク着用にて過ごす等お子さんへの感染回避対策
  - ②お子さん及び同居家族の健康観察(検温等)
  - ③同居家族に発熱等の風邪症状がある場合のお子さんの利用の見合わせ
- 以上3点についても御理解、御協力をお願いいたします。

お子さんが安心して療育に通えるよう、引き続き「新しい生活様式」に準じた感染予防対策を御家庭でも留意し生活してください。